令和5年監公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第2項の規定による監査の結果に基づき、大府市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、その内容について公表する。

令和5年12月25日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

是正又は改善が必要であると認める事項

○指摘事項

・公民館各種教室受講料等の入金処理について 該当機関 大府公民館

(不適切な取扱い)

収納した現金が翌日までに入金されておらず、特に公民館各種教室受講料は、入金の遅延件数及び入金までの期間において、事務処理の適正を欠く事案が見られた。

(改善事項)

大府市予算決算会計規則第45条の規定に 基づき、適切な公金の取扱事務に努められた い。

措置の内容

公民館で受領した公民館各種教室受講料等 については、翌日までに市指定金融機関へ入金 するよう公民館職員に周知徹底を図りました。 現在は滞りなく入金処理を行っており、今後

も適切な公金の取扱事務に努めて参ります。